

令和 8 年度

鹿児島市山下分庁舎

電気需給仕様書

## 鹿児島市山下分庁舎電気需給仕様書

鹿児島市山下分庁舎の電気需給については、契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

### 1 概要

- (1) 需要場所 鹿児島市山下町15番1号 鹿児島市山下分庁舎
- (2) 業種及び用途 官公庁（消防庁舎及び公共施設）

### 2 仕様

#### (1) 電力供給条件

ア 供給電気方式

交流三相三線式

イ 標準電圧

6,000V

ウ 計量電圧

6,000V

エ 標準周波数

60Hz

オ 受電方式

1回線受電

カ 非常用自家発電設備

あり（系統連系なし）

キ 太陽光発電設備

なし

#### (2) 予想使用電力量、契約電力等

ア 予定使用電力量

399,252kWh（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの使用電力量の見込み）

イ 契約電力

110kW（各月の契約電力は、供給開始後1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値とする。）

ウ 力率

100%（平均）（月別の力率は、実測値によるものとする。）

#### (3) 契約供給期間

令和8年4月1日0時00分から令和9年3月31日24時00分まで

#### (4) 電力量等の計量

ア 自動検針装置

あり

イ 電力会社の検針方法

## 自動検針

(5) 契約期間の電力消費計画

別紙のとおり

(6) 需給地点

九州電力の電柱番号 109ヶ543号柱から引き込んだ鹿児島市山下分庁舎の構内 1号柱に、鹿児島市が施設する地中開閉器の電源側接続点

(7) 計量地点

鹿児島市山下分庁舎の 6 階受電室

(8) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。ただし、取引用計量器及び付属装置は供給者の所有とする。

(9) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

## 3 その他

(1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない他の供給条件については、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）による改正前の電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき九州管内で一般電気事業者としての許可を得ていた者（以下「旧電気事業法に基づく九州管内的一般電気事業者」という。）が、高圧又は特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要に対して定める標準供給条件並びに選択供給条件による。なお、入札金額の算定にあたっては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金及び電気・ガス料金負担軽減支援は考慮しないこと。

(2) この仕様書に定めのない事項については、協議の上、対応すること。

## 令和8年度 電力消費計画（山下分庁舎）

単位：k w h

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
使用電力量	32,445	32,461	34,192	33,452	40,475	39,773	36,396	34,283	30,682	30,240	29,256	25,597	399,252